

◎新潟県告示第76号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和6年1月26日

新潟県知事 花 角 英 世

地域区域	埋立地の区分
胎内市高野字茨島249番26の一部、249番336の一部、249番338の一部、249番339の一部、249番349の一部、249番350の一部、249番351の一部、249番352の一部、249番366の一部、249番394の一部、282番1の一部及び286番 胎内市高野字中川前301番2、301番3の一部、301番5の一部、302番2の一部、302番3の一部、302番4の一部、302番5の一部及び302番6の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号